



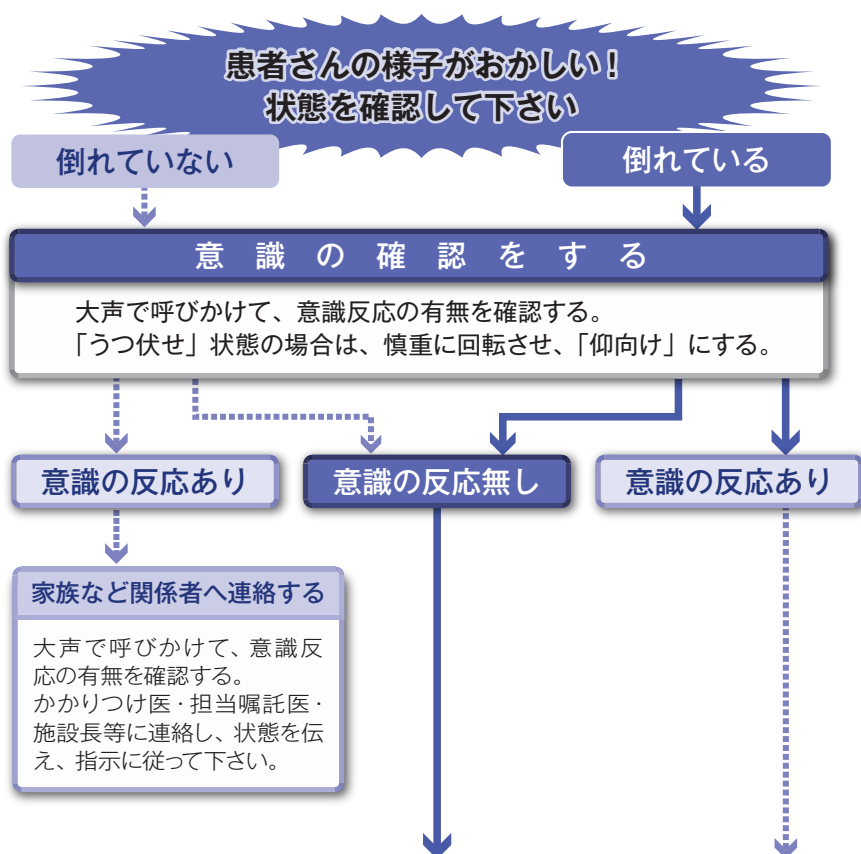
巻末資料

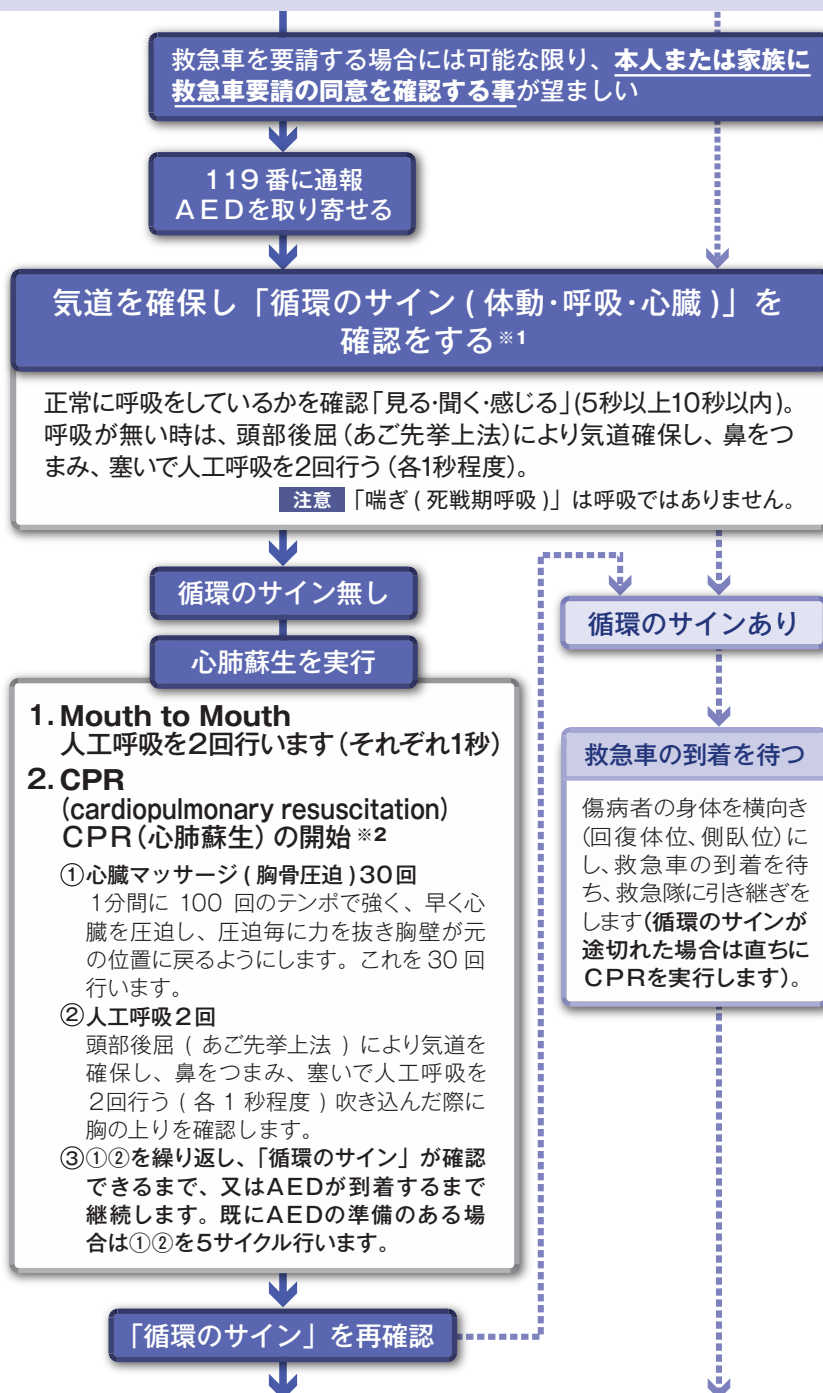
- 「要介護者の急変時の緊急対応と流れ」
 - 用語集「介護に役立つ用語」
「介護保険に関連する用語」
- 

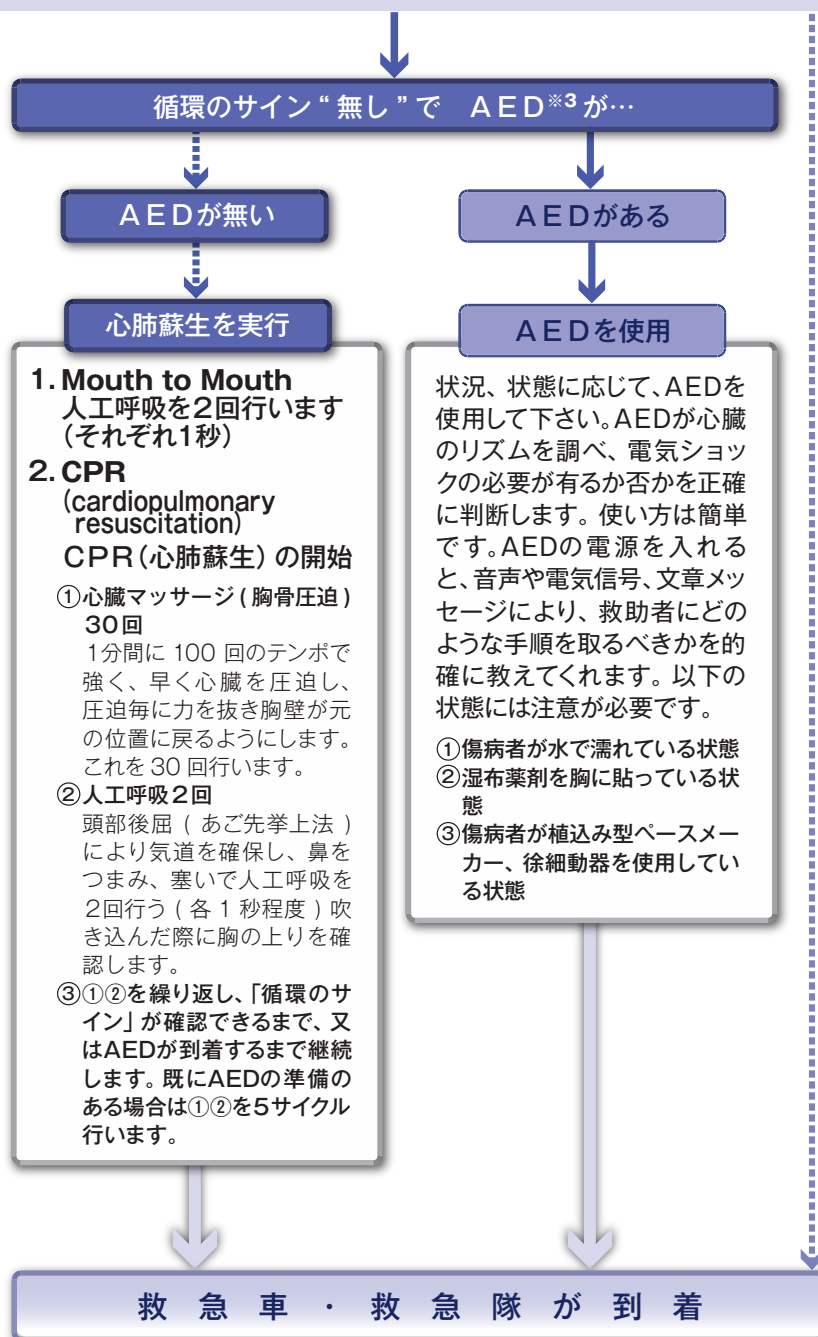
要介護者の急変時の緊急対応と流れ

要介護者の身体の前急時には状態と状況に応じた早急な対応が必要となります。要介護者の家族への連絡や要介護者の状態を確認し「かかりつけ医」「担当嘱託医」「施設長」等に、より詳細な情報を的確に伝える事が大切です。「急変時の対応」「緊急時の対応」は、あらかじめマニュアル等を作成しておく事により、迅速かつ円滑な対応が可能となります。

緊急時の対応には、救急車の要請が必要となりますが、この場合には、本人または家族の同意のもとに救急車を要請する事で、より円滑な対応につながります。そして緊急対応には迅速な救急救命処置が必要となります。要介護者の循環のサインを「見る・聞く・感じる」で確認して下さい。以下にその流れを説明します。







※ 1 循環のサインの確認「見る」・「聞く」・「感じる」

「正常な呼吸」・「せき」・「体動（身体のどこか）」の確認になります。脳と心臓に酸素を送るには血液の循環が必要です。耳を口・鼻に近づけ呼吸を聞き、胸の動き、せきの有無を見て、頬で吸気を感じとります。サインを出していない場合には、血液が送られていない可能性が高く、早急に心臓マッサージの必要性があります。確認には10秒以上かけてはいけません。また、確認に自信が持てない場合は心臓マッサージを開始して下さい。

※ 2 心肺蘇生 (CPR) の重要性 CPR (cardiopulmonary resuscitation)

様々な要因により引き起こされた心停止に対して、CPRは非常に重要です。心室細動による突然の心停止から3分～5分以内に速やかにCPR及び徐細動が行われた場合、生存率は約50%といわれています。CPRが行われない場合は心停止から1分毎に生存率は7～10%低下します。心停止から徐細動までの時間にもよりますが、CPRにより生存率は2～3倍に上がります。

※ 3 AED (自動体外式除細動器) AED (Automated External Defibrillator)

AEDはコンピューター化された医療機器です。傷病者の心臓のリズムを調べ、治療のために電気ショックの必要があるかないかを判断します。AEDの診断は正確であり使い方も簡単で、音声や電気信号、文章メッセージにより救助者がどのような手順を取るべきかを的確に教えてくれます。

介護に役立つ用語

No.	用 語	説 明
1	ADL	日常生活動作。日常生活をするうえで必要な基本的な身体動作。
2	ASO	閉塞性動脈硬化症の略語。
3	BADL	基本的日常生活動作。食事・整容・着替えなどの上肢機能、起立・室内歩行・屋外歩行・階段昇降などの下肢機能、排尿・排便などに関連するものなど。
4	BP・BD	血圧の略語。
5	COPD	慢性閉塞性肺疾患の略語。
6	CRP	C反応性蛋白の略語。体内での炎症反応。細菌性・ウイルス性反応などで上昇。
7	CV ポート	皮下埋め込み式中心静脈ルート。薬剤等注入用。例：抗がん剤、輸血。
8	DM	糖尿病の略語。
9	HOT	在宅酸素療法の略。必要時または24時間酸素吸入をする。通常は空気から90%以上の濃度の酸素を取り出し在宅療法となる。
10	IADL	手段的日常生活動作。外出・買い物・料理・服薬管理・金銭管理など。
11	IVH / TPN	高カロリー輸液の略語。中心静脈へ高張液にて栄養補給をする。経口から食べなくても良い完全栄養となる。
12	IVH ポート	皮下埋め込み式中心静脈栄養法。血管が細くて末梢点滴が出来ない場合にIVHの点滴注入口を皮下に埋め込み栄養を入れる方法。
13	KOT	コート。ドイツ語で便。
14	KT	ドイツ語で体温の略語。
15	MCI	軽度認知障害。軽度に認知機能が低下した状態。可逆的な症状なこともあり、進行的な認知症に至るアルツハイマー型認知症との鑑別は難しい。認知症の早期発見は重要である。

No.	用 語	説 明
16	MMT	徒手筋力テストの略語。6段階で評価。0：動かない。5：動く。その間は重力に対して動くかで評価される。
17	MRSA	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌。代表的な薬剤耐性菌で、院内感染の原因菌の一つ。
18	OTC 医薬品	一般用医薬品。薬局・ドラッグストアなどで販売されている一般医薬品。
19	P	脈拍の略語。
20	PEG	胃ろう。腹壁に穴を開けチューブを留置し、栄養剤を体内に入れる方法で、そのチューブをPEG（ペグ）と呼ぶ。略語。
21	PICC グローションカテーテル	末梢挿入中心静脈カテーテル。
22	QOL	Quality Of Life とは「人生の質」「生活の質」。「治る」だけが最終目標ではなく「社会参加」が問われ、ヘルスプロモーション活動の最終ゴールとしても位置づけられるようになってきている。
23	SaO ₂	動脈血酸素飽和度。通常は経皮的パルスオキシメーターで検出した数値を換算して SaO ₂ としている。
24	SpO ₂	経皮的動脈血酸素飽和度。換算表にて SaO ₂ の値になる。経皮的パルスオキシメーターの実測値。
25	意識障害	高齢者で意識障害（呼んでもはっきりしない）を来す疾患は多い。そのため意識のはっきりしない状態で鑑別するためには医療につなげることが必要である。そのためには意識の状態を把握して連絡をすること。
26	意識レベル	意識レベルを問われた時は 3-3-9 度方式（ （※） 236 （※） ）で答えるか、刺激に対して反応があるかどうか重要となる（自分の名前が言えない。呼びかけて開眼。痛み刺激で動く等）。
27	イレウス	腸閉塞。腸が動かないものに閉塞性と麻痺性がある。閉塞性は腸が物理的原因で動かないこと。麻痺性は腸管そのものが動かない。

No.	用 語	説 明
28	胃ろう	口から十分な食事を摂取することが困難な患者に、胃に直接送り込むための造設術。
29	うっ血	静脈血が体の一部に流れにくくなること。長く続くと細胞が壊死する。
30	ウロ	泌尿器科の略語。
31	ウロバッグ	尿取り器。膀胱留置用カテーテルで尿は「ウロバッグ」に溜められる。
32	嚥下	えんげ。口腔内の水分や食べ物を下咽頭、食道から胃へ送り込む一連の運動のこと。
33	嚥下障害	口腔内の水分・食塊を下咽頭、食道から胃へ送り込む一連の嚥下運動の障害のこと。器質的(静的)障害と機能的(動的)障害の2つに分けられる。
34	咳嗽	がいそう。せきのこと。
35	回復期	病気が治癒に向かいつつある時期。機能障害があれば日常生活・社会生活に適応を促す時期。
36	喀痰	かくたん。気管支から、咳とともに出されたもの。
37	顎堤	がくてい。歯が抜け落ちた後に歯槽の吸収とともに形成される歯槽骨と顎骨の堤状の高まり。
38	過呼吸	若い女性に多い。呼吸数が頻回になると血液中の二酸化炭素濃度が低下し血液のPHが変化すると、呼吸苦、手のシビレ、けいれん、失神が出現する。原因はストレスが多い。
39	喀血	かっけつ。肺または気管支からの出血。通常咳を伴い、真っ赤な出血であり泡を含む。
40	カテーテル	体内に挿入する中空の柔らかい細い管。通常は、ゴム、シリコン樹脂などでつくられる。 例：心臓カテーテル、バルーンカテーテル。
41	膀胱留置用カテーテル	膀胱留置用カテーテルは、病院内や在宅医療において日常的に使用されている。ゴム製の中空の管である。「尿カテ」とも呼称する。

No.	用 語	説 明
42	カニューレ	体内に挿入するパイプ状の医療器具。 例：気管カニューレ・気管切開の空気の通り道として使用。
43	痂皮	かひ。一般にいう「かさぶた」のこと。医学用語。
44	寛解	かんかい。病気が永続的または一時的に軽快すること。喘息や白血病などの治療など再発のある時に使用する。
45	含嗽	がんそう。うがいのこと。うがいは口腔内を薬液により洗浄すること。
46	ギャッジベッド	床板が分割され可動することにより、起き上がりなどの動作を補助することにより、要介護者などの自立を支援し、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる福祉用具のベッド。電動式もある。
47	急性期	病気のなり始め。症状・徴候の発現が急激な時期をいう。一般的には処置・投薬・手術などにより1カ月程度で治癒する場合をいう。
48	空気感染	空気中に浮遊するウイルスが風（気流）によって運ばれ、皮膚にそのまま付着したり、呼吸により吸い込まれ、鼻、のど、気管、肺等の粘膜に直接付着して感染する経路。
49	くる病	佝僂病。骨基質の石灰化不全によって起こる病態の総称であり、骨変形と成長障害を主徴とする小児期の代表的骨疾患。
50	経口感染	感染動物由来の肉や食材、糞便で汚染された水などを経口摂取することにより感染する経路。
51	傾眠	けいみん。放置しておくと眠り込んでしまう状態。ただし、叩いたり声を掛けたりすることで目を覚ます。
52	血液感染	注射、輸血、歯科治療などの医療行為の他、外傷による出血が他者の目や粘膜に触れることにより、血液中の病原体が感染する経路。
53	抗生剤	抗生物質と同義語。細菌性炎症に使用。肺炎、膀胱炎などの治療薬。

No.	用 語	説 明
54	誤嚥	ごえん。異物を気管内に吸い込んでしまうこと。発生時期により、嚥下前誤嚥、嚥下中誤嚥、嚥下後誤嚥に分類される。
55	高次脳機能障害	事故や脳血管障害、脳腫瘍などにより、脳の一部が損傷されたために起こる障害のこと。失語症、失行、失認、記憶障害、注意障害、行動と感情の障害、半側空間無視などが起こる。
56	拘縮	こうしゆく。関節の拘縮とは、その周囲組織が原因となって関節の動きに制限があることをいう。高齢者が長期間寝たきりになると、廃用性萎縮のため、関節の拘縮を来す。これに対し「強直」とは、関節部の骨および軟骨の変形や癒着が原因でおこる可動制限をいう。また「硬直」とは筋肉が硬くなることをいう。
57	サチュレーション	SpO ₂ 。酸素とヘモグロビンの結合の割合。換算表にて SaO ₂ の値になる。経皮的パルスオキシメーターの実測値。(※ 335頁)
58	刷掃	さっそう。一般的には歯磨きのことを指す。「～指導」＝歯磨き指導。
59	終末期	病気が治癒する可能性がなく、数週間ないし数カ月（およそ3～6カ月）のうちに死を迎えると予想される時期。
60	ショック	末梢循環不全。様々な原因で、血圧が低下し、顔面蒼白、冷汗出現する。時として死に至る。
61	水疱	発疹の一種で、皮膚が隆起し、内部に液体を蓄えた状態のもの。例：水疱瘡、熱症。
62	ステロイド	副腎皮質ホルモン。特に副作用も強いが、効果は期待できる。経口薬、軟膏、注射薬あり。
63	ストマ	人工肛門。消化管の疾患などにより肛門からの排便が出来なくなった場合に腹部に造設される。
64	接触感染	皮膚、粘膜の接触、患者周囲の接触物を介して間接的な接触で病原体が付着し、その結果感染する経路。
65	潜伏期間	病原体に感染してから、体内で増え、体に症状が出るまでの期間。

No.	用 語	説 明
66	喘鳴	ぜいめい。狭い気管を空気が通る時によって作られる口笛のような音。ヒューヒュー。ゼーゼー。
67	ターミナルケア	治癒の可能性のない末期患者に対する身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括したケア。主に延命を目的とするものではなく、身体的苦痛や死への恐怖を軽減し、残された人生を充実させること（QOLの向上）を重視する。
68	帯下	たいげ、又は、こしけ。子宮頸管腺から透明な粘液が分泌され、さらに様々な分泌物と混じり合って下方に排泄される。通常、粘液は白色調から、黄色調。これを帯下と呼ぶ。
69	チアノーゼ	口唇、顔面、爪が紫青色または暗赤色となる状態。酸素欠乏の状態。
70	尿路感染	腎臓から尿管、膀胱を通して尿道口にいる、尿路に病原体が生着して起こる感染経路。
71	難病	「難病」という呼び方は昔からある自然発生的なもので、医学的に明確には定義されていないが、厚生労働省の定義として下記がある。 1 原因不明、治療法未確立、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾患。 例：重症筋無力症など。 2 経過が慢性で、介護など、経済的精神的家族負担の大きい疾患。 例：ネフローゼ進行性筋ジストロフィー、神経難病の筋萎縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病（PD）など。
72	バイタルサイン	人間の生命の基本的な徴候の「脈拍」「呼吸」「血圧」「体温」をいう。これに意識レベルを追加することもある。
73	廃用症候群	安静・臥床や活動性の低下によって二次的に引き起こされ、関節拘縮や、心肺機能・精神活動性の低下などのこと。
74	バルーン	膀胱留置用カテーテルはフォーリーカテーテルあるいはバルーンカテーテルとも呼ばれている。カテーテルの先端には戻り止めの風船があり、それをバルーンと呼称しその中に水を入れて膨らませる。

No.	用 語	説 明
75	パルスオキシメーター	脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度 (SpO2) をモニターする医療機器。機器は小さく持ち運びに便利。
76	ヒート	薬の包み方。薬をフィルムやアルミなどの薄い金属で一錠づつ分けて包装したもの。
77	飛沫感染	咳、くしゃみ、気道の吸引などにより飛散する体液の粒子 (飛沫) が他人の粘膜に付着することにより感染する経路。
78	びらん	ただれ。皮膚や粘膜の表皮が欠損し、内層が露出している状態。
79	浮腫	ふしゅ、又は、むくみ。体の皮下組織などに水分が多量に貯留した状態。心不全、腎不全、栄養障害でも出現することがある。
80	ぼうりゅう疹	皮膚が浮き上がった発疹。例：じんましん（蕁麻疹）。
81	慢性期	急性期を過ぎ、症状が安定している時期。治癒が困難な状態が長期間に持続する時期。症状によれば介護、看護が重要となる。
82	ヤール	パーキンソン病の重症度分類。難病認定はヤール3度以上、生活機能障害度2度以上。
83	落屑	らくせつ。かさぶたが落ちること。通常傷口は治る過程で痂皮ができ、それが落屑し、治癒する。
84	リネン	病院、ホテルなどで使用するシーツ・枕カバー・タオル類など、リンネル製品の総称。亜麻の繊維を用いた織物で強くて光沢がある。
85	留置	固定すること。留め置く。例：カテーテルを留置する。
86	良肢位	関節が動かなくなった場合に、日常生活動作において支障の少ない関節の角度のこと。
87	下血	便に血液が混じる状態。食道や胃など上部消化管より血液が出た場合は、黒い便。小腸や大腸など下部消化管より出血した場合は、赤い便。

No.	用 語	説 明
88	外転と外旋	外転：足をまっすぐそろえた状態から外側に開いた状態。 外旋：足をまっすぐそろえた状態から外側にひねる。
89	徐脈	じょみゃく。脈拍数が異常に少ない状態。毎分60以下をいう。40以下だとチアノーゼを伴い心不全状態でペースメーカー適応。
90	対症療法	種々の症状に対して適切な処置を行うこと。病気の根本治療ではない。 例：熱が出たらクーリングや解熱剤を投与する。
91	吐血	とけつ。消化管出血で、胃潰瘍などによる胃あるいは十二指腸からの出血は、血液が胃液による酸化を受けて黒色となる（コーヒー残渣様）。食道出血は比較的赤い。
92	内転と内旋	内転：足をまっすぐそろえた状態から一本の足をこえて内側に持っていった状態。 内旋：足をまっすぐそろえた状態から内側にひねる。
93	内反足	ないはんそく。足の裏が内側を向き、同時に足関節も内側に曲がる。
94	肉芽	線維性結合組織。傷口が治る時に増殖してくる。
95	発疹	ほっしん。皮膚に現れる変化を発疹という。その種類として丘疹、水疱等の変化から病型分類される。
96	発赤	ほっせき。皮膚表面が炎症によって赤くなる状態。湿疹、皮下出血、打撲の時にも見られる。
97	頻脈	ひんみゃく。脈拍数が異常に多い状態。毎分100以上をいう。不整脈であれば医療的対応が必要。
98	不正出血	不正性器出血ともいう。月経・分娩などの正常な時期以外で起こる女性器からの出血。
99	末梢	まっしょう。物のはし、末端の意味。人体においては、(中枢神経に対しての)末梢神経、(骨髄血に対しての)末梢血といった表現で用いられる。手足の血管を末梢血管といい、末梢血管からの栄養補給を末梢血管栄養という。
100	予後	病気や手術の経過についての医学的な見通し。

介護保険に関連する用語

No.	用 語	説 明
101	OT	作業療法士 を参照。(133 345 ページ)
102	PT	理学療法士 を参照。(133 348 ページ)
103	RSTT	反復唾液嚥下テスト。30 秒間に何回唾液を飲み込めるかを測定するテスト。3 回未満の場合、嚥下状態障害が疑われるため、口腔機能の向上プログラムの対象者選別に用いられる。
104	ST	言語聴覚士 を参照。(133 344 ページ)
105	維持期 リハビリテーション	回復期リハビリテーションに続き、高齢者の体力や機能の維持もしくは改善、生活環境の整備、社会復帰の促進、介護負担の軽減など、高齢者の自立生活支援を目的として行うリハビリテーション。
106	一次判定	介護認定で認定調査結果をコンピュータに入力して行う最初の判定。コンピュータによる一次判定と、それを原案として介護認定審査会が行う二次判定で認定される。
107	医療関連行為	医療関連職種による業務行為。
108	上乗せサービス	区市町村が条例により、介護保険法で定められた支給限度額（保険給付の上限）を超えて保険給付対象サービスを利用することができるようにした場合の、利用時間や回数を増やした（上乗せした）部分のサービスのこと。
109	介護サービス計画 (ケアプラン)	要支援・要介護者やその家族の心身の状況や生活環境などにもとづいて、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画のこと。
110	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援・要介護者やその家族からの依頼を受けて、本人や家族の心身の状況や生活環境などに応じた適切な居宅・施設サービスを利用することができるよう、区市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡・調整を行う者のこと。

No.	用 語	説 明
111	介護認定審査会	認定に必要な審査・判定（二次判定）を行う審査会で、保健・医療・福祉の学識経験者で構成され、区市町村ごとに設置される。一次判定の結果、認定調査によって得られた情報（認定調査票の基本調査と特記事項）および主治医意見書をもとに、全国一律の基準で介護や支援が必要かを審査し、要支援1、要支援2、要介護1～5の認定をする。
112	介護福祉士	介護福祉士登録簿の登録を受け、専門的な知識および技術をもって、身体上、精神上の障害により、日常生活に支障のある者に対し、入浴・食事・排泄などの介護を行ったり、本人及びその介護者に対し、介護に関する指導を行ったりする者のこと。国家資格である。
113	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームであり、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設をいう。
114	介護老人保健施設 (老健)	介護が必要な高齢者の自立と家庭への復帰を目指した医師による管理下での看護・介護のケア、作業療法士、理学療法士などによるリハビリテーション、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供する施設。原則として3か月を限度とし、介護保険法による被保険者で要介護認定を受け（要介護度1～5）病状が安定して入院治療の必要がなくリハビリテーションを必要としている人が対象となる。
115	回復期 リハビリテーション	疾患・リスク管理に重点をおきながら、発症後の可能な限り早期から二次的な合併症を防止し、円滑な自宅復帰が可能となるよう、機能回復訓練を中心に行うリハビリテーション。
116	間接生活介護	利用者のからだに直接触れない（可能性がある）介助および、その準備・後始末。 例：洗濯、食事の準備・後始末、掃除などの生活援助など。

No.	用 語	説 明
117	居宅サービス 施設サービス	介護サービスには、居宅（在宅）で利用する居宅サービスと、施設に入所して利用する施設サービスがある。
118	居宅サービス計画	居宅（在宅）の要支援・要介護者が、介護サービスを利用する際に作成される介護サービス計画のこと。居宅サービス計画は原案作成後、サービス担当者会議などにおいて修正が加えられ、訪問看護や訪問介護、通所介護など、それぞれのサービスについて個別援助計画が作成され、要支援・要介護者との契約後に実行される。
119	グループホーム	地域密着型サービスのひとつ。介護保険法における「認知症対応型共同生活介護」と、障害者自立支援法の自立支援給付における「精神障害者グループホーム」「知的障害者グループホーム」がある。
120	ケアハウス	自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、かつ、高齢のため独立して生活するには不安があるが、家族による援助を受けることが困難な高齢者に、日常生活に必要なサービスを提供する。介護保険の特定施設として指定された場合は、特定施設入居者生活介護となる。
121	ケアマネジメント	複数の介護サービスを必要とする要支援・要介護者が、継続的にサービスの提供を受け、安定した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護者と介護サービス事業者との関係を調整すること。
122	軽費老人ホーム	家族との同居が困難である高齢者に、給食などの日常生活に必要なサービスを低額な料金で提供する。介護保険の指定施設であれば、介護保険の特定施設入居者介護、介護予防特定施設入居者介護のサービスを利用できる。
123	言語聴覚士（ST）	失語症や構音障害などのある言語障害者の言語能力や嚥下能力の回復を得意とする。聴覚刺激を与えたり、復唱訓練などを行う。
124	後期高齢者	高齢者を、前期高齢者（65歳以上 75歳未満）と後期高齢者（75歳以上）にわけて考える。

No.	用 語	説 明
125	高齢者専用住宅	高齢者専用賃貸住宅とは、高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅を指す
126	サービス担当者会議	介護支援専門員が中心となり、要支援・要介護者やその家族、かかりつけ医、介護サービス事業者の担当者などが集まり、介護支援専門員が立てた介護サービス計画の原案について検討を加え、よりよい介護サービス計画としていく会議。
127	作業療法士 (OT)	作業療法によりリハビリテーションを行う者。習字・絵画・手工芸などのほか、自助に関する指導などを行う。
128	指定介護療養型医療施設	介護保険法に基づく介護保険施設の一つであり、長期療養が必要な介護者が入院する施設。療養病床をもつ病院・診療所が指定される。
129	指定居宅介護支援事業者	都道府県知事が、介護保険法にもとづいて指定する居宅介護支援（ケアマネジメント）事業者のことで、法人であること、介護支援専門員の人員が基準を満たしていること、適正な居宅介護支援事業を運営することができることが要件（必要な条件）となっている。被保険者本人が介護保険を申請することが不可能な場合、これを代行することができる。なお、この際に利用者負担は生じない。
130	社会資源	サービスを必要とする要支援・要介護者が、その抱えている問題（ニーズ）を解決するために利用することができる各種の社会制度、サービス提供機関・団体、専門家の知識・技術を総称したもの。
131	主治医意見書	介護保険法では、被保険者から要介護認定の申請を受けた区市町村は、主治医に「当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病、または負傷の状況等につき意見を求める」とされている。この規定に基づき主治医が意見書を記入する。主治医がいない申請者は、区市町村の指定する医師の診断を受ける必要がある。意見書の様式は、全国で一律のものを使用することとなっている。

No.	用 語	説 明
132	小規模多機能型 居宅介護	地域密着型サービスのひとつ。在宅の要介護者や要支援者が、身近な地域の施設に通所、あるいは短期間入所して、介護や介護予防を目的とした支援や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護を受けたりする。必要に応じ併設の施設に入所することも可能。「通い」を中心とし、要介護者や要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供している。
133	ショートステイ	①短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ) 日常生活上の世話や機能訓練などを行う。 ②短期入所療養介護(医療施設のショートステイ) 看護・医学的管理下の介護や機能訓練などを行う。
134	身体介護サービス行為	移乗、移動、入浴、排泄など、要介護状態が解消されたならば不要となる行為。利用者のからだに直接接触して行う介助と、更衣・服薬など、利用者の ADL 向上のための身体支援を目的として行う介助、そのほか環境整備や相談援助などがある。
135	生活支援サービス行為	調理、掃除、洗濯、買い物など、要介護状態が解消されれば、本人が自分で行うことが基本となる行為。単身独居など、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われる。
136	成年後見制度	認知症高齢者や知的障害者、精神上的の障害により判断能力が不十分な成人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにしたりすることで、不利益から守る制度。
137	相談支援専門員	障害者自立支援法では、指定相談事業者に相談支援専門員(ケアマネジメント従事者)の配置があり、利用者の権利の自己決定や自己実現を支える中立的な介入、仲介と代弁が役割の基礎となる。
138	地域包括支援センター	高齢者が住みなれた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、総合的に支援する中核的な機関。設置主体は区市町村で、専門知識を持った保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員が配置され、互いに連携して業務にあたり、高齢者への総合的な支援を行う。

No.	用 語	説 明
139	直接生活介護	利用者のからだに直接触れる（可能性がある）介助および、その準備・後始末。 例：食事、排泄、移動、入浴など、清潔保持に関する介助。
140	通所介護 デイサービス	老人福祉法に規定する施設や老人デイサービスセンターにおいて、入浴や食事の提供、日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスのこと。
141	通所リハビリテーション (デイケア)	在宅の要支援・要介護者が、介護老人保健施設や病院・診療所など、指定通所リハビリテーション事業所に通い、理学療法・作業療法など必要なりハビリテーションを受けるサービスのこと。
142	特定高齢者	現在は要介護認定を受けていないが、今後受ける可能性の高い高齢者のこと。
143	特定施設入所者 生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームに入所している要支援・要介護者に対して、特定施設サービス計画にもとづき行われる介護サービスのこと。
144	特定疾病	介護保険の申請者が40歳以上65歳未満（第2号被保険者）の場合、要介護状態の原因である身体上、精神上の障害が政令で定められた16疾病（特定疾病）によることが認定の条件となる。
145	特別養護老人ホーム (特養)	65歳以上の高齢者で身体上または精神上著しい障害があり常時の介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる施設。
146	ナイトケア	介護老人保健施設などが夜間、認知症高齢者などを預かることにより、介護にあたる家族などの負担の軽減をはかるサービスのこと。
147	認知症対応型 通所介護	地域密着型サービスのひとつ。在宅の認知症の要介護者と要支援者が対象。施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や、介護予防を目的とした介護、機能訓練を受ける。
148	認定調査	介護保険において申請を受けた区市町村の担当者や、区市町村から委託を受けた介護支援専門員などの調査員が、被保険者の家庭または施設を訪問して行う認定に必要な調査のこと。

No.	用 語	説 明
149	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	居宅および軽費老人ホーム、有料老人ホームなどにおいて、ホームヘルパーが入浴・食事・排泄などの介護や、掃除・洗濯・買い物・調理などの日常生活全般にわたるサービスを提供するもの。
150	訪問看護	要支援・要介護者に対し、主治医の指示にもとづいて看護師などが居宅を訪問し、療養上の指導、援助、診療補助などを行うサービスのこと。
151	ホームヘルパー (訪問介護員)	介護保険法、その他各種の事業実施要綱にもとづき、高齢者・障害者などの家庭に赴き、生活全般にわたる援助を行う者。
152	夜間対応型訪問介護	地域密着型サービスのひとつ。ひとり暮らしや老々世帯の要介護者が主な対象で、ホームヘルパーなどが夜間も定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身の回りの世話を行う。
153	ユニットケア	介護保険施設において、居室（個室）をいくつかのグループにわけ、それぞれのグループをひとつの生活単位（ユニット）として、居宅における生活に近い環境のなかでケアを行うこと。生活単位と介護単位を一致させたケアをいう。
154	横出しサービス	区市町村が条例により、介護保険法で定められた種目（介護給付と予防給付）以外を、独自に介護保険の対象としたサービスのこと。 例：移送（送迎）サービス、配食サービス、緊急通報サービスなど。
155	理学療法士 (PT)	理学療法によりリハビリテーションを行う者。歩行・起き上がりなどの基本動作、更衣など ADL の訓練、住宅改造に関する指導などを行う。

No.	用 語	説 明
156	利用者負担	介護保険制度では応益負担の原則により、利用者負担をサービス費用の1割と定めているが、支給限度額を超えて利用したサービス費用は全額自己負担となっている。また、介護保険施設利用時の居室費や食料費、日常生活費等も、原則的に全額自己負担となっている。ただし、1割の定率の利用者負担が著しく高額となった場合には、当該負担が一定額を上回らないよう高額サービス費の支給が行われ、負担の軽減がはかられている（高額介護サービス費の支給）
157	療養病床	症状が安定し長期の療養が必要とされる、主に高齢者など慢性疾患の患者のために、病院内に設けられた長期入院用のベッド。
158	老年症候群	比較的健常に生活している高齢者（特に75歳以上の後期高齢者）において生活機能、QOLを低下させ、健康寿命の短縮や要介護状態を招く症候や障害のこと。具体的には転倒（骨折）、失禁、低栄養、閉じこもり、睡眠障害、うつ状態、認知症（認知機能低下）、咀嚼、嚥下能力などの口腔機能低下状態、歩行を妨げる足のトラブル等。

執筆・編集者

- 平成 21 年度東京都介護職員スキルアップ研修カリキュラム検討委員会委員
- 平成 22 年度東京都介護職員スキルアップ研修運営委員会委員

委員長	高瀬 茂	社団法人東京都医師会 理事
副委員長	内田 千恵子	NPO 法人東京都介護福祉士会 副会長
委員	新田 國夫	社団法人北多摩医師会 会長
//	高野 直久	社団法人東京都歯科医師会 理事
//	大木 一正	社団法人東京都薬剤師会 常務理事
//	宮近 郁子	田園調布医師会立訪問看護ステーション 所長
//	後藤 いづみ	中野友愛ホーム 施設長
//	太田 貞司	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授 平成 22 年 4 月 1 日から
//	原 幹生	社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室 室長 平成 22 年 3 月 31 日まで
//	藤井 麻里子	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 課長 平成 22 年 7 月 15 日まで
//	平山 信夫	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 課長 平成 22 年 7 月 16 日から

所属・役職名等は、平成 22 年 10 月時点

医療ニーズを見逃さないケアを学ぶ
介護職員・地域ケア
ガイドブック
— 介護職員スキルアップ研修テキストより —

平成 23 年 3 月 発行

製作・監修 東京都介護職員スキルアップ研修
カリキュラム検討委員会

編集 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番地 1 号
電話 03-5320-4566 FAX 03-5388-1395

発行 社団法人 東京都医師会
〒 101-8328 東京都千代田区神田駿河台 2-5
電話 03-3294-8821 (代表)

制作 有限会社 新企画出版
